

第4次三豊市男女共同参画プラン策定支援業務に向けて

○現在、第3次三豊市男女共同参画プランを令和2年度まで実施し、振り返りを終える中で、問題点が浮き彫りになっています。

〈問題点〉

- ◆【具体的施策】、【具体的な取り組み事業】が多く、プランを行う上での焦点が定まらない。
具体的施策・・・37項目 / 具体的な取り組み事業・・・175項目
- ◆社会全体や職場において、「男女平等である」と感じる市民の割合や各種委員会等の女性委員・市役所の女性管理職の割合、男性職員の育児休暇取得率について最終年度に掲げている目標値が低いにもかかわらず、目標値に達していないものがある。
- ◆三豊市内で、未だDV被害者からの相談がある。

(参考) 令和2年度 被害者からの相談件数〈三豊市〉 31件 (男 0件、女 31件)

これらを含めて、次の「第4次三豊市男女共同参画プラン」策定する際には、下記の2つを大きな柱とし、重点的に取り組むべき施策を絞り、集中的に事業を行いたい。

【大きな柱】

1. 働き方改革

○女性の就労が増えてきている中、未だ家事・育児・介護等の多くを女性が担っている実態があり、女性が活躍しづらい。「昭和の働き方」ともいうべき「男性中心型労働慣行」から脱却するためには、ひとり一人の人生ビジョンにあったワーク・ライフ・バランスの在り方や支援策を検討する必要がある。

※市民啓発から企業啓発への移行

・第1次プランよりこれまで市民向けの啓発が多いが、ここで少し視点を変え、職場（企業）に対して啓発していくことが必要と考える。

市民に向けての啓発も継続しつつ、市民が生活する上での基盤となる職場（企業）から男女共同参画の意識の向上を図り、制度の見直し、働きやすい環境づくりなどの取組により、市民の意識向上へ広げていきたい。

2. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

○性犯罪・性暴力、配偶者からの暴力、ストーカー行為、職場等におけるハラスメント等を根絶するための対応を検討する。今まで以上に被害者に対する支援の充実、相談に対応できる体制整備及び相談窓口等の周知を行う必要がある。

【策定支援業務委託先について】

なお、働き方がライフスタイルに与える影響が大きいことは本市の最上位計画である第2次総合計画にも記載されており、男女共同参画プランを策定する上では、人権政策の枠に収めることなく、地域福祉、子育て支援、高齢者支援、女性の就労、心身の健康づくり他、本市の幅広い分野の施策と整合性を図る必要があります。そのため、プラン策定の前提としてこれまでの各種行政計画の資料・データ（それぞれ策定の際に実施したアンケート結果から市民意識の傾向や各種団体の意向など）を分析することが容易である委託先を優先したいと考えています。